

生活保護基準改定訴訟に係る判決対応について（報告）

令和 8 年 7 月 8 日に東京高等裁判所において、控訴棄却の判決が言い渡されたことを受け、被告 4 市は上訴しない方針としたため、下記のとおり報告します。

1 訴訟の内容

本訴訟は、被告が原告に対し平成 27 年 3 月 30 日付けで行った「生活保護法による保護変更決定処分」は、憲法第 25 条、生活保護法 3 条、8 条に反した生活保護基準改定を前提としてなされたもので、違憲・違法なものとして、原告が同処分の取り消しを求めたものである。国の基準改定によるものであり、同様な訴訟は全国各地で行われている。

原 告 掛川市 1 名、浜松市 2 名、袋井市 2 名、静岡市 1 名（生活保護受給者）
被 告 掛川市、浜松市、袋井市、静岡市の 4 市
事件名 東京高等裁判所 令和 5 年（行コ）第 205 号
「保護変更決定処分取消請求控訴事件」
(原審・静岡地方裁判所平成 27 年（行ウ）第 13 号（第 1 事件）、
平成 28 年（行ウ）第 6 号（第 2 事件）

2 経過

平成 27 年 7 月 9 日に静岡地方裁判所へ提訴され、その後、平成 28 年 3 月 7 日提訴の関連事件と併合されて審理が続いてきた。令和 5 年 5 月 30 日に静岡地方裁判所で被告 4 市側の敗訴判決が言い渡され、同年 6 月 12 日に被告 4 市側が東京高等裁判所へ控訴していた。令和 8 年 7 月 8 日、東京高等裁判所において、「控訴棄却」の判決が言い渡された。

3 国の動き及び上訴判断

令和 7 年 6 月 27 日の最高裁判決（第 1 審：大阪地裁及び名古屋地裁）では、平成 25 年生活扶助基準改定について、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断過程及び手続に過誤・欠落があったとして、原告に対する保護変更決定処分を取り消した。これを受け、国は平成 25 年改定時のデフレ調整（▲4.78%）を見直し、新たな水準（▲2.49%）による追加給付を行う方針を示した。これらを受け、全国で追加給付を進めているところであり、上記の理由により、上訴を行わない旨、国へ意見書を提出した。

4 掛川市の現状

最高裁判決を踏まえ、国が示す基準に基づいて対象者へ追加給付を進めている。現在受給中で対象となる世帯は令和 8 年 9 月までの支給を予定しており、過去の受給者は令和 8 年夏頃に申し出の受付を開始する予定である。現在受給中で対象となる世帯が 312 世帯（原告含む。）、廃止世帯を約 400 世帯と見込んでいる。